

和歌山県学校部活動及び
地域クラブ活動の在り方等に関する方針
―生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して―

和歌山県教育委員会

令和7年3月

はじめに
本方針の趣旨等

I 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指す取組

- 1 国の動向
- 2 和歌山県の中学校部活動を取り巻く現状
 - (1) 中学校部活動における少子化の影響
 - (2) 中学校運動部活動加入状況
- 3 和歌山県における今後の目指す姿と取組の方向性

II 学校部活動

- 1 学校部活動の意義と学習指導要領上の位置付け
- 2 学校部活動の運営
 - (1) 活動の方向性
 - (2) 学校部活動の方針の策定等
 - (3) 活動時間の設定
 - (4) 適切な休養日の設定
 - (5) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知
 - (6) 体罰・不祥事等の防止
 - (7) 部活動指導員・外部指導者の活用
 - (8) 学校部活動の再編
 - (9) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
 - (10) 安全管理と事故防止
 - (11) 学校部活動の地域連携・地域移行

III 新たな地域クラブ活動

- 1 新たな地域クラブ活動の在り方
- 2 新たな地域クラブ活動の整備から期待できること
- 3 新たな地域クラブ活動の運営
 - (1) 参加者
 - (2) 運営団体・実施主体
 - (3) 適切な指導の実施
 - (4) 教師等の兼職兼業
 - (5) 活動時間と適切な休養日の設定
 - (6) 学校との連携
 - (7) 責任の所在と保険の加入

IV 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- 1 推進体制の整備
- 2 ニーズの把握
 - (1) 生徒や保護者等への情報発信
 - (2) 活動場所の確保
 - (3) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

V 大会等への参加

- 1 生徒の大会等への参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

おわりに（今後の充実に向けて）

はじめに

学校部活動は、学校教育の一環として行われるものであり、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の心身の成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしています。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校における働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。

このような中、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が発出されました。

持続可能な運営体制を整えるためには、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが不可欠です。そのため、学校の設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、スポーツ・文化芸術活動における部活動指導員等の外部指導者や地域の人々の協力、学校や廃校施設、体育館や公民館等の社会教育施設の活用、スポーツ・文化芸術関係団体等の各種団体との連携など、運営上の工夫を行うことが重要です。

和歌山県教育委員会では、平成30年4月に「和歌山県運動部活動指針」を、令和元年12月に「和歌山県文化部活動指針」を策定し運用していたところですが、国のガイドラインを受けて、このたび新たに「和歌山県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を示すこととしました。本方針の「Ⅱ 学校部活動」については、学校の種類等に関わらず該当するものであることから、中学校段階はもとより、高等学校段階においても、競技や文化芸術等の特性や学校の状況等を踏まえ、本方針に準拠することを原則とします。

今後、本方針に基づき、県・市町村教育委員会やスポーツ・文化芸術活動に関わる関係団体等と一体となって、家庭や地域の理解と協力を得ながら、子供たちの豊かなスポーツライフ・感性・情操や創造力等を育み、生徒の多様な学びの場や自らの興味・関心を深く追求する機会の充実に努めていくとともに、休日の学校部活動については、地域や学校の実情等に配慮しながら、地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への段階的な移行等の環境づくりに向け、地域の実情に応じて丁寧に取り組を進めていただきたいと思います。

各学校及び市町村教育委員会におかれましては、本方針を参考に、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指した取組を進めていただきますようお願いいたします。

和歌山県教育委員会

本方針の趣旨等

- 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、国のガイドラインを踏まえつつ、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、学校部活動の地域連携・地域移行に係る和歌山県の方向性や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応についてまとめたものである。
- 本方針は、原則として、令和6年度から令和8年度までの3年間を改革準備期間とするが、国の方向性や県及び市町村による地域連携・地域移行のための協議会等での検討等を踏まえて、適宜見直しを図ることとする。
- 本方針のうち「Ⅱ 学校部活動」については、国のガイドラインが都道府県に策定を求めている「部活動の在り方に関する方針」として策定するものであり、学校の設置者においては、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する際に参考とするためのものである。
- 本方針のうち「Ⅲ 新たな地域クラブ活動」については、公立中学校の生徒の活動を主な対象としている。国立の中学校においては、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことを、それぞれご検討いただきたい。
- 平成30年4月策定の「和歌山県運動部活動指針」と、令和元年12月策定の「和歌山県文化部活動指針」は、本方針に統合する。

I 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指す取組

1 国の動向

部活動改革についてのこれまでの中央教育審議会答申や国の通知文、国会での附帯決議等は、以下のとおりである。

国のガイドラインでは、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示され、地域クラブ活動への移行に向けた環境整備としては、「まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進」、「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」などが示された。

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月中央教育審議会）

→ 部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）

※文化部活動も同様に平成30年12月に文化庁策定

→ 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月中央教育審議会）

→ 地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年11月衆議院文部科学委員会、同年12月参議院文教科学委員会）

→ 教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月文部科学省）

→ 休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域の人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の手交」（令和 4 年 6 月）

※文化部活動も同様に同年 8 月に手交

- 休日の運動部活動から段階的に地域移行をしていくことを基本とし、改革集中期間（達成目標：令和 5 年度から令和 7 年度末）を設定。平日の部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和 4 年 12 月スポーツ庁・文化庁）

- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という認識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ（令和 6 年 12 月地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議）

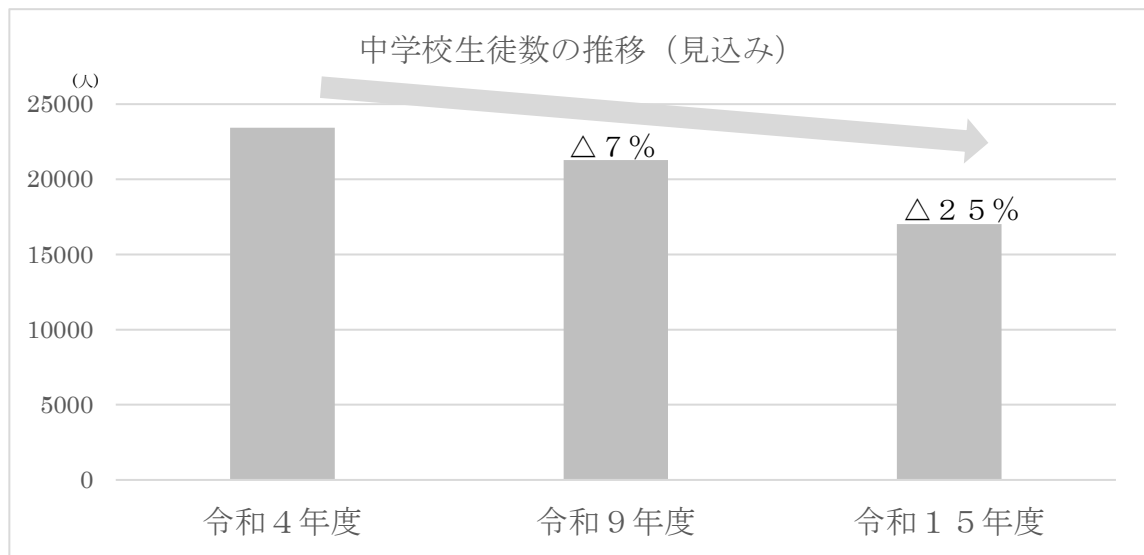
- 地方公共団体が中長期的な見通しと短期的な目標の双方を持ちつつ、休日における学校部活動の地域展開等の確実な実行・定着や平日における改革に取り組むことができるよう、次期改革期間（仮称：「改革実行期間」）は、前期 3 年間（令和 8 年度～令和 10 年度）、後期 3 年間（令和 11 年度～令和 13 年度）の計 6 年間として設定することが考えられる。

2 和歌山県の中学校部活動を取り巻く現状

(i) 中学校部活動における少子化の影響

少子化の影響で和歌山県内の中学校生徒数は、令和 4 年度（2022 年）には 23,436 人だったが、5 年後の令和 9 年度（2027 年）には 21,686 人（△7%）、さらに 6 年後の令和 15 年度（2033 年）には 17,671 人（△25%）に減少する見込みである。

令和 5 年度（2023 年）現在においても、団体競技では、単独の学校でのチーム編成が困難なため、複数校合同チームにより大会に出場している学校も少なくない。小規模の学校等では、部活動の設置部数が少なくなり、生徒の多様なニーズへの対応が難しい現状がある。



※1 文部科学省学校基本調査における中学校生徒数（令和4年度）（国公立、県立、私立を含む）

※2 厚生労働省人口動態統計における出生数の合計（平成24年、平成25年、平成26年）

※3 厚生労働省人口動態統計における出生数の合計（平成30年、令和元年、令和2年）

(2) 中学校運動部活動加入状況

【現状】

<中学生の生徒数及び運動部員数の推移>

	平成15年度	平成25年度	令和5年度
生徒数 (人)	33,817	29,232	23,209
部員数 (人)	23,583	19,569	13,560

生徒数の減少に伴い、部員数も比例して減少



しかし、部活動数の顕著な減少がないことから、単一の部において人数が揃わず、満足な活動ができていない部もみられる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
部数 (部)	1,182	調査不実施 (コロナ長期休業のため)	1,166	1,178	1,168

令和5年度における県内の部活動数は、運動部で1,168部、文化部で288部が設置されている。この数は、ここ数年大きく変化していない現状がある。中には、専門の指導者が配置されていない部があり、指導経験のない顧問教員の精神的負担が増大している現状もある。

出典：生徒数「平成15年度 平成25年度 令和5年度 和歌山県学校基本調査より」

部員数「平成15年度 平成25年度 令和5年度 和歌山県学校体育調査より」

部数「令和元年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 学校体育調査より」

3 和歌山県における今後の目指す姿と取組の方向性

【目指す姿】

和歌山県における生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現

- ・ 生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむための環境の確保
- ・ 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備

【取組の具体】

学校部活動については、その意義を踏まえた上で、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、近隣の市町村や、近隣校と連携することで、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による合同部活動の実施など、地域の実情に応じ、地域との連携を積極的に進めていく。

地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行などの環境づくりに向けては、まずは休日の学校部活動について、地域や学校の実情等にも十分に配慮しながら、段階的に進めていく。合意形成や条件整備等のために時間を要する場合があることも想定されるが、生徒の活動の機会確保に向け、地域の実情に応じて、丁寧に取り組むことが望ましい。

具体的には、在校生徒やその保護者、今後、入学予定である小学生や保護者への理解を得ながら段階的に進めることが必要である。

【休日の部活動の地域連携・地域移行の達成時期の取扱い】

令和6年度から令和8年度までを地域連携・地域移行の改革準備期間と定め、各市町村の準備を県が支援するとともに、取組が可能な市町村から改革を実行し、令和10年度までに地域クラブ活動の充実を目指す。

時 期	活動の範囲	備 考
令和6年度	各市町村で地域連携・地域移行に関して検討する場を設け、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保や新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を検討することを支援する。	学校部活動において、地域への移行を目指す
）	各市町村で実証的に少なくとも1部活動以上の地域連携・地域移行を目指すことを支援する。	
令和8年度	各学校で少なくとも1部活動以上の地域移行を支援する。	地域での活動の充実を目指す
）	各学校で複数の部活動の地域連携・地域移行を支援する。	
	各市町村で年度末までに地域連携・地域移行に関する方針等を作成することを支援する。	
令和10年度	各市町村が、地域の実情に応じて、地域・学校で持続可能な活動を実施する。	

※準備が整った市町村から上記達成時期を繰り上げ、改革を実施することとする。

【今後の改革の方向性】

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2028)	R12 (2029)	R13 (2030)
国	改革推進期間 (まずは休日の部活動 から段階的に移行)			改革実行期間（前期）		改革実行期間（後期）		
県 及び 市町村	改革準備期間 (まずは休日の部活動から段階的 に地域移行)			地域クラブ活動の充実 (休日については、原則として全ての学校部活動の地域移行を目指す) 県及び市町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に あった望ましい在り方を見出していく				

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アテンド等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては
存続が厳しい）

■地域の実情に応じた
段階的な体制整備

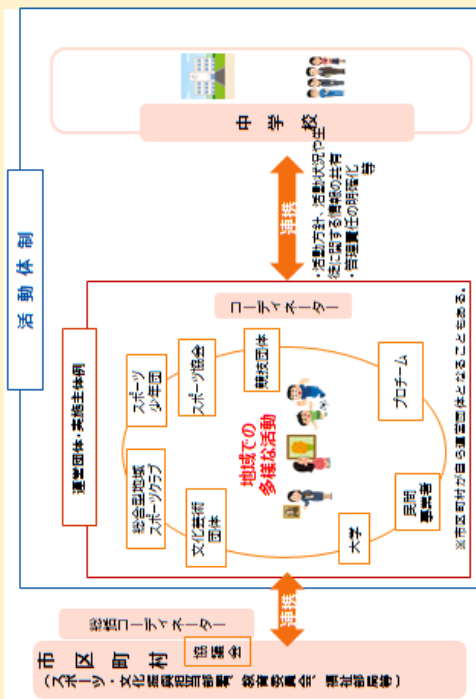
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

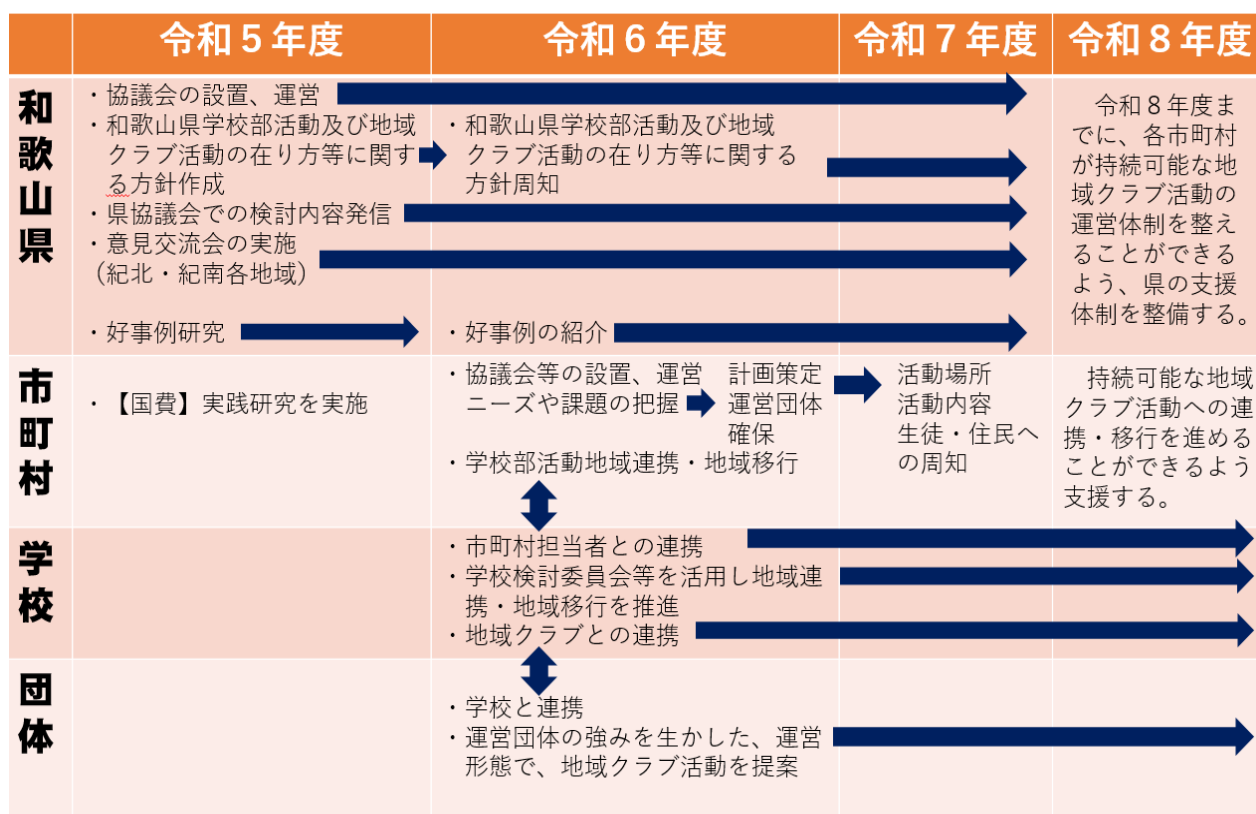
運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



【学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）】

（参考：スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」参考資料）

学校部活動地域連携・地域移行に係る取組のロードマップ



Ⅱ 学校部活動

1 学校部活動の意義と学習指導要領上の位置付け

－学校部活動の意義－

生徒の自主的、自発的な参加により行われる学校部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。

◇ 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

◇ 意義（ねらい）に立ち返り、関係者の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した学校部活動の運営を行う。

学校部活動の意義（ねらい）の再確認

学校部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、生徒が自主的、自発的に活動できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能・記録の向上や、大会、コンクール、コンテスト、発表会等（以下「大会等」という。）での好成績等を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係が育まれるよう適切な指導を行う必要がある。

その運営に当たっては、上述の意義（ねらい）を再確認し、指導者をはじめ、多くの人の理解と協力のもと、生徒が自ら考え、工夫し、協力することで成果を発揮できるように、自主性を尊重した魅力ある学校部活動が展開されるよう配慮する必要がある。

2 学校部活動の運営

(1) 活動の方向性

- ◇ 指導に当たっては、技能等の向上とともに、楽しさを実感させる工夫を行う。
- ◇ 参加しやすい多様なレベルやニーズに応じた活動を行うなど、生徒の挑戦意欲や自己肯定感を高める指導の工夫を行う。
(内発的な動機付けを触発・挑戦意欲や自己肯定感を高める。)

学校部活動の指導に当たっては、技能等の向上とともに、楽しさを実感させることを目的とする。また、技能等の高まりを実感させることは、活動をより積極的なものとするところから、生徒自身の内発的な動機付けを触発するよう指導の工夫を行う。

加えて、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒が参加しやすいような多様なレベルやニーズに応じた活動を行い、生徒の挑戦意欲や自己肯定感を高める指導の工夫を行う。

(2) 学校部活動の方針の策定等

- ◇ 校長は、毎年度、「学校部活動に係る活動方針」を策定する。
- ◇ 部活動顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。
- ◇ 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。

校長は、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月 of 活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会等参加日程等）を作成し、校長に提出する。

校長は、活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。

(3) 活動時間の設定

- ◇ 平日は、長くとも2時間程度（朝練習を含む。）とする。交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮して、日没時刻を踏まえて下校時刻を設定する。
 - * 朝練習を行う場合は、安全面に関して細心の注意を払うことはもとより心身の健康や学習活動に対する影響を考慮するとともに、練習の成果を高めることができるように計画し、学校、保護者や生徒の理解を得て行う。
- ◇ 学校の休業日（学期中の土・日及び長期休業日を含む。）は、特別な場合を除き、長くとも3時間程度とする。

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過重負担にならないよう、また、競技や分野の特性、オン・オフシーズンの有無等も考慮し、設定することが大切である。なお、活動内容は、質に重点をおき、年間計画を踏まえ、適切な時期・量の練習メニューを作成し、生徒・保護者の理解を得た上で活動することが大切である。

競技・大会等志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。また、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにすることも考えられる。

(4) 適切な休養日の設定

◇ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

＊ 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

◇ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

休養日の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫や週間、月間、年間単位での活動頻度の目安を定めることも考えられる。

なお、発達の段階を考慮し、適切な休養日を設定することは、生徒の障害、外傷を予防することや、ドロップアウト(離脱)やバーンアウト(燃え尽き症候群)に陥るケースを減少させるとともに、バランスの取れた生活や成長の確保となる。

また、長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるよう心掛ける。

(5) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知

◇ 教職員全体での共通理解や、部活動顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。

◇ 学校は、生徒・保護者及び地域に対して、適宜、活動目標や方針、年間計画を説明し、周知徹底する。

学校では、学校部活動の意義(ねらい)や活動の方向性について、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で共通理解を図り、それらに沿った活動の支援や指導を行う。また、活動の方向性に沿った一貫した指導ができるよう、日頃の活動状況や指導の在り方について、部活動顧問同士で意見や情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。有識者等を招いて指導を受け、専門知識を得ることも大切である。

なお、円滑な学校部活動の運営のためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携して運営上の工夫を行うことが大切であり、保護者や地域の理解や協力が得られるよう努める。

学校は、年度当初の「入学説明会」や「PTA総会」、「学校運営協議会」、「部活動の保護者会」等において、活動目標や方針、年間計画(休養日及び活動時間)、部費等を説明し、周知徹底する。

(6) 体罰・不祥事等の防止

◇ 体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止を徹底する。

◇ 運営に係る経費の取扱いについては、細心の注意を払う。

◇ 運動部活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。

ア 体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、懲戒処分をもって厳正に対処されるものである。これは、職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。

また、セクシュアル・ハラスメントや不適切な言動(生徒の人間性や人格の尊

厳を損ねたり否定するような発言や行為など）等は、精神的な苦痛を伴い、体罰と同等か、それ以上に生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。

したがって、これらの行為は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹しなければならない。

イ 運営に係る経費の取扱等

運動部活動の運営等に係る経費については、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に保護者の理解等を得た上で、徴収し、明朗な会計処理及び管理職の確認ののち、保護者会等で決算等について報告する。

また、保護者の経済的負担に配慮した上で、生徒の年齢や発達の段階に応じて行先や日程を精選した遠征や合宿、最低限必要な用具（業者選定を含む）に係る費用等について説明し、保護者の理解を得るものとする。

(7) 部活動指導員・外部指導者の活用

◇ 安全かつ効果的な活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。

各学校においては、安全かつ効果的な活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるように体制を構築することが望ましい。そのため、学校の設置者は、各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に任用し、学校に配置する。

その際、学校部活動の位置付けや教育的意義をはじめ、学校教育について理解し、適切な指導を行うため、当該競技及び文化芸術分野の専門性を有する退職教員や関係機関のOB、地域の指導者を活用することは、大変有効である。

(8) 学校部活動の再編

◇ 人数が揃わず、活動を行いにくい学校部活動を有する場合は、学校の実情等を踏まえ、部の再編や合同部活動（拠点校方式等）の積極的な運用を図る。

■ 学校部活動の休部・廃部を検討する場合

- ・ 校長は、現在、部に所属する生徒やその保護者等に対して検討の経過と結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
- ・ 校長は、少なくとも卒業学年まで活動できる体制を整えたり、合同チームや合同練習などの運営を工夫したりするなど、生徒の活動の保障に努める。

■ 学校部活動の創部等を検討する場合

- ・ 新たに学校部活動を創部する場合は、校長は、生徒の意向や生徒・教員数の動向、活動場所の確保、継続的な運営等について十分検討する。

■ 近隣校との合同部活動（拠点校方式等）の創部等を検討する場合

- ・ 近隣校との合同部活動（拠点校方式等）を検討し、生徒の活動機会の確保に努める場合には、相手校や当該市町村で十分な調整をし、大会への参加については、「大会主催者の規定等」の確認をしておくことが重要である。

(9) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

◇ 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備に努める。

【例】 運動部活動

- ・ 複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ・ 競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
- ・ 体力づくりを目的とした活動
- ・ 生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等

【例】 文化部活動

- ・ 体験教室などの活動
- ・ レクリエーション的な活動
- ・ 世代に関わらず一緒に活動することができるアート活動
- ・ 生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等

(10) 安全管理と事故防止

- ◇ 指導体制を構築し、安全管理を徹底する。
(生徒の健康管理の徹底、事故防止や事故発生時に対応するマニュアルの作成)
- ◇ 設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的な点検補修を行う。
- ◇ 環境条件に応じた適切な指導に努める。

スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、活動の特性に応じて、怪我や事故、熱中症等の予防だけでなく、自然災害を含めた緊急時の対応等を適切に行うことができる組織体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中、スポーツ・文化芸術活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む重要性を踏まえ、緊急事態発生時の連絡体制等を踏まえた「事故発生時の対応マニュアル」を作成し、望ましい安全管理の体制整備を進める。

学校の設置者及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、法令に基づいて施設や設備の定期的な安全点検を行うだけでなく、指導者や参加者に対しても、日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導・是正を行う。

気温、湿度、輻射熱等に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保し、体調の変化に留意しながら適切な指導に努める。

急激な天候の変化（雷、大雨など）にも適切かつ迅速な対応をする。

熱中症への対応については、命の危険に直結することから、スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、適切な対応が求められる。したがって、以下の「熱中症予防運動指針」を共有するとともに、熱中症警戒アラート等の情報を伝達する仕組みを整備し、必要な連携を行う。

また、大会等の主催者は、夏季であれば空調設備の整った施設の確保や、暑さ指数（WBGT）等の客観的数値に基づいた開催基準の設定、試合数の調整等、生徒の体調管理を最優先した対応を行う。

なお、暑さ指数（WBGT）については、運動を伴う活動前に毎回、計測・確認するとともに、気候の変化に注意しながら、活動中も適宜、計測・確認する。

熱中症予防運動指針				
WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31 ▲ ▼	27 ▲ ▼	35 ▲ ▼	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28 ▲ ▼	24 ▲ ▼	31 ▲ ▼	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25 ▲ ▼	21 ▲ ▼	28 ▲ ▼	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21 ▲ ▼	18 ▲ ▼	24 ▲ ▼	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

出典：(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」2019より

Ⅲ 学校部活動の地域連携・地域移行

◇ 協議する場の設置

学校の設置者及び校長は、学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が連携・協働した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設ける。

◇ 関連団体との連携

公益社団法人和歌山県スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、文化芸術団体等の事業について、学校の設置者等と連携し、学校と地域が連携・協働した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

◇ 合同での活動の実施

校長は、地域で実施されている活動と同じスポーツ・文化芸術活動の学校部活動については、休日の練習を合同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

Ⅲ 新たな地域クラブ活動

1 新たな地域クラブ活動の在り方

今後も生徒数が減少していくことが見込まれる中、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、地域の運営団体・実施主体による新たな地域クラブ活動の実施に向けた枠組みを整備する必要がある。

また、地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。このため、市町村は、県との連携により、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域全体で支えていくための新たな枠組みづくりを進め、地域の実情に応じ、関係者の共通理解のもと、できるところから学校部活動の地域連携・地域移行を進めていくこととする。

2 新たな地域クラブ活動の整備から期待できること

- ◇ 単独の学校では、設置できないような様々な活動を生徒自らが選択することができる。
- ◇ 中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体として幅広いニーズに応えられる。
- ◇ 生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の愛好が促進される。
- ◇ 行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実する。

地域クラブ活動への移行については、生徒の活動の機会確保を最優先に、地域や学校の実情に応じて、取組を進めていく。

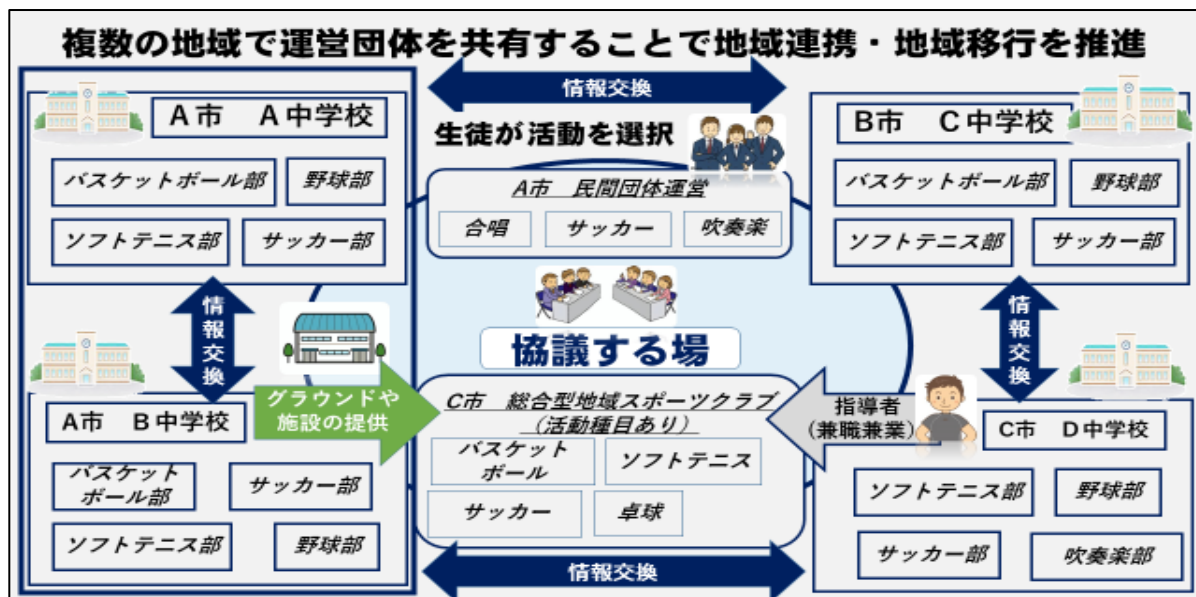
3 新たな地域クラブ活動の運営

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ・ 総合型地域スポーツクラブ | ・ スポーツ少年団 |
| ・ 体育・スポーツ協会 | ・ 競技団体 |
| ・ クラブチーム | ・ プロスポーツチーム |
| ・ 民間事業者 | ・ フィットネスジム |
| ・ 学校運営協議会 | ・ 保護者会 |
| ・ 同窓会 | ・ 複数の学校の運動部や文化部が統合して設立する団体等 |



(3) 適切な指導の実施

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、Ⅱ 2 (6) に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

(4) 教師等の兼職兼業

県及び市町村の教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。その際、関係法令、国が示す手引き等も参考にしつつ、以下の点に留意する。

◇ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受けるための手続きが必要である。

◇ 一般的には、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼状を基に、上司である校長等への相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなる。

◇ 本人の意思の尊重

教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、兼職兼業を希望しない教師等が、やむを得ず兼職兼業を申請することがないよう、申請者本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携の上、教師等の健康、本来業務への支障がないことも勘案して許可する。

※ 教師の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が月 4 5 時間以内となることが望ましい。

◇ 安定的な指導者の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体等において、教師等を指導者として雇用等する際は、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

◇ 身分の明確化

教育委員会等は、地域クラブ活動における教師等の関与の実態の把握に努め、教師等が地域クラブ活動の実質的な指導者として恒常的に関与している場合、その管理主体を明確にする。

運営主体	自治体	民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等)			その他
勤務形態	委託(委嘱) ※1	雇用	業務委託・請負 ※1	有償ボランティア ※3	無償ボランティア
指揮命令権者	(教師等本人)	運営主体(企業等)	(教師等本人)	(教師等本人)	(教師等本人)
賠償責任	教師等本人	運営主体(企業等)	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金(委託報酬※2)	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

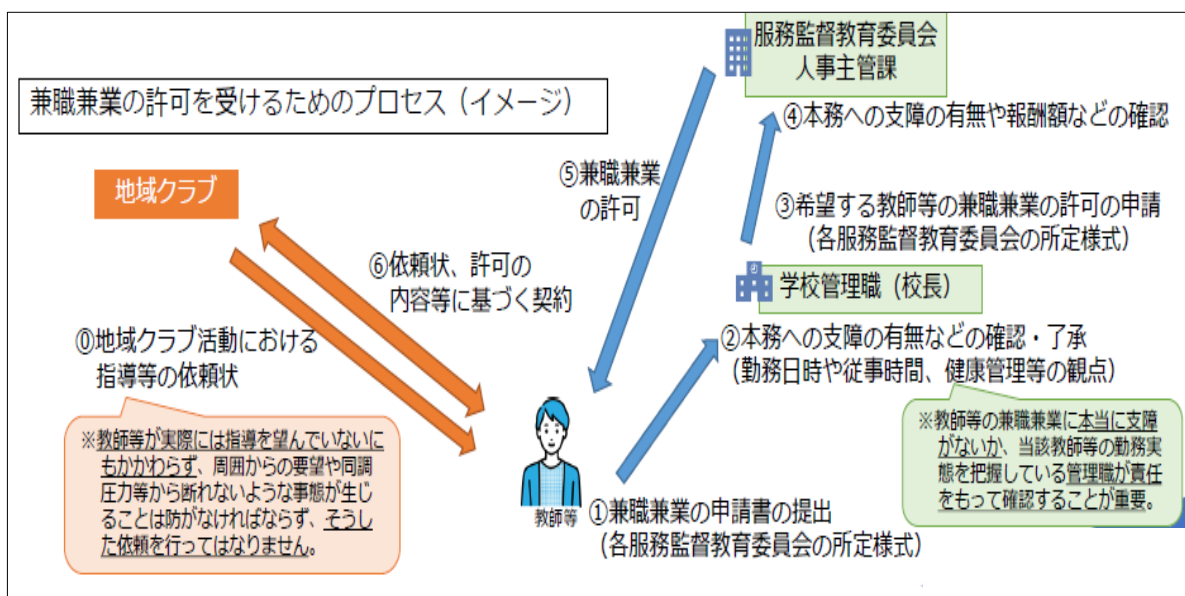
※ 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業(従事)時間を把握し、在校等時間を含めて就業時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて(整理表)



引用：「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)(スポーツ庁)より」

⑤ 活動時間と適切な休養日の設定

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「Ⅱ 学校部活動」に準じた活動時間、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

(6) 学校との連携

地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なることもあるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する必要がある。

市町村は、地域クラブ活動が上述(5)に示した内容に沿って適切に行われるよう、各市町村が定めた要件等を満たす地域クラブの運営団体・実施主体を指定・登録するなどして取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行うことが考えられる。

(7) 責任の所在と保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するだけでなく、地域クラブ活動の指導者や参加者等に対して、事前及び定期において十分な理解を得て活動する。

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、分野・競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえるとともに、故意又は過失による賠償責任も想定した上で適切な補償内容である保険を選定し、指導者や参加者等に対して保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

なお、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを踏まえ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

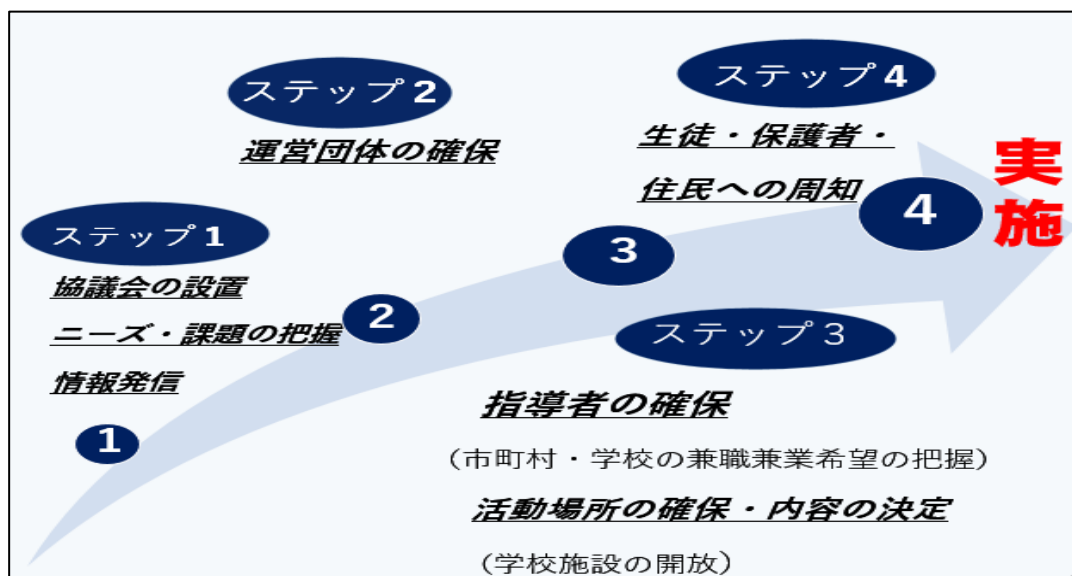
生徒の安全管理については、Ⅱ 学校部活動 2 学校部活動の運営 (9) 安全管理と事故防止に準じて対応を整えるようにする。

Ⅳ 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 推進体制の整備

県は、地域連携・地域移行のための協議会を設置し、中学校の休日における部活動の地域移行に係る方向性や課題の共有を図る。また、市町村への情報提供等の支援を行うとともに、県、市町村、スポーツ・文化活動関係団体等の連携体制整備や広域的な支援方策等を検討する。

市町村は、首長部局や地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置するなど、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。



<参考：段階的な体制の整備>

以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- 市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、学校運営協議会等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
- 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。
- ※ なお、直ちに上述のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて合同部活動（拠点校方式等）も導入しながら、学校の設置者や学校が、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

2 ニーズの把握

市町村は、それぞれの地域における資源（スポーツ・文化芸術活動に関わる組織、人材、活動環境等）を把握するとともに、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の検討が必要である。また、所管する各学校における児童生徒や保護者のニーズ、学校・地域の意向を把握することが必要である。

(1) 生徒や保護者等への情報発信

- ◇ 県及び市町村は、令和6年度以降、地域連携・地域移行を進めることについて、情報発信を強化する。
- ◇ 市町村においては、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、各市町村の取組状況を発信するため、例えば推進計画の策定等により、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
- ◇ 県は、各市町村が取組を実施する上で参考となるよう、各市町村の実践・実証事業の取組の状況や成果・課題等を随時発信する。

(2) 活動場所の確保

- ◇ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設を活用する。
- ◇ 県及び市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。
- ◇ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、地域クラブ活動を行う民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるように改善に努める。
- ◇ 県及び市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- ◇ 県、市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議する場を通じて、地域クラブ活動を行う際の利用ルール等を作成する。

(3) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ◇ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ◇ 市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等の支援等の取組を進める。
- ◇ 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。
- ◇ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

V 大会等への参加

1 生徒の大会等への参加機会の確保

中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会、地方大会等において見直しを行う。

県及び市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

なお、校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は、原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域ボランティアの協力を得るなどして、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を大会等の規定として整備し、適用する。

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

おわりに（今後の充実に向けて）

本方針は、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動における諸課題の解決に向け、現段階で考え得る方向性（地域連携・地域移行）についての大枠を示すものであり、地域の実情に応じた環境整備を進める具体的な「方法」や「手段」が複数あることを示したものです。

各市町村及び関係団体等においては、地域の実情やニーズに応じて、緊密な連携の中でスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる環境の創出を目指し、部活動をめぐる様々な関係者がそれぞれの立場で協力して進められることを願います。

今後、本方針に関しては、各市町村の取組状況を踏まえつつ、適宜検討を重ね、見直しを行うこととします。